

掛川市告示第75号

掛川市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示し、当該関係図書を一般の縦覧に供する。

平成25年5月22日

掛川市長 松井三郎

- 1 供用及び処理を開始する年月日
平成25年6月1日
- 2 供用及び処理を開始する区域
大淵の一部及び横須賀の一部
- 3 既に供用を開始している区域
西大淵の一部、大淵の一部、横須賀の一部及び沖之須の一部
- 4 供用開始面積
約1.0ha（大須賀処理区供用開始区域 約199.9ha）
- 5 供用を開始する排水施設の位置
別紙図面による
- 6 下水を処理する施設の位置及び名称
掛川市沖之須2700番地の1
大須賀浄化センター
- 7 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 8 関係図書の縦覧場所
掛川市役所環境経済部下水整備課
- 9 関係図書の縦覧期間
平成25年5月22日（水）から平成25年5月31日（金）まで
（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）

（別紙図面略）